

総務建設常任委員会会議録

[平成26年 9月22日開催]

南あわじ市議会

総務建設常任委員会会議録

日 時 平成26年 9月22日
午前10時00分 開会
午後 2時32分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員 長	蛭 子 智 彦
副 委 員 長	長 船 吉 博
委 員	廣 内 孝 次
委 員	森 上 祐 治
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	北 村 利 夫
委 員	登 里 伸 一
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	熊 田 司
議 長	小 島 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美
書 記	斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史

市長公室長	土井本環
市長公室付部長(総合調整・新庁舎建設担当)	橋本浩嗣
総務部長兼選挙管理委員会書記長	細川貴弘
財務部長	神代充広
市民生活部長	高木勝啓
健康福祉部長	馬部総一郎
産業振興部長 (鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長)	興津良祐
農業振興部長 (食の拠点事業推進室長)	神田拓治
都市整備部長	岩倉正典
下水道部長	原口幸夫
教育部長	太田孝次
会計管理者次長兼会計課長	堤省司
監査委員事務局長兼固定資産評価審査委員会事務局長	片山雅弘
市長公室課長	北川真由美
総務部次長兼総務課長	佃信夫
総務部防災課長	藤本和宏
総務部情報課長	土肥一二
財務部管財課長	富永文博
財務部財政課長	和田幸三
都市整備部建設課長	赤松啓二
都市整備部管理課長 兼都市計画課長	原口久司
下水道課長兼企業経営課長	村本透

紹介議員

議員	吉田良子
----	------

参考人

兵庫県高等学校教職員組合書記次長	梅林真道
------------------	------

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件	5
① 議案第54号 南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例制定について	49
② 議案第55号 南あわじ市出張所設置条例の一部を改正する条例制定について	59
③ 議案第56号 南あわじ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について	60
④ 議案第57号 南あわじ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について	61
⑤ 議案第63号 南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	64
⑥ 議案第65号 南あわじ市監査委員条例の一部を改正する条例制定について	65
⑦ 議案第53号 平成26年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)	22
⑧ 議案第52号 平成25年度南あわじ市下水道事業会計の資本剰余金の処分について	66
⑨ 請願第3号 「集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」の提出を求める請願	5
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	71
3. その他	71

Ⅲ. 会議録

総務建設常任委員会

平成26年 9月22日(月)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 2時32分)

○蛭子智彦委員長 おはようございます。

9月議会、決算審査特別委員会の非常に熱心で長時間にわたる審査を踏まえて、本日は総務建設常任委員会ということになりました。

季節は本当にどんどんと秋めいていきます。台風がまた、大きな台風が急接近中ということで、油断ならない情勢もあるわけですが、本日は付託された案件、非常に多岐にわたり内容のあるものというふうに思います。どうか皆さんの熱心な審査により、この内容をつくり上げていきたいと、成果を上げたいというふうに思いますので、よろしく願います。

それでは執行部、市長、御挨拶をよろしく願いいたします。

市長。

○市長(中田勝久) おはようございます。

先日は決算審査特別委員会で蛭子委員長さん、長船副委員長さん、本当に御苦労さんでございました。おかげで全て原案のとおり御承認いただきまして、ありがとうございました。

今もお話があったとおり、総務建設常任委員会、今回、8議案付託ということでございます。慎重審議に適切妥当な御決定を賜りたいと思います。特に、皆さん方に直接関係あるかどうかは別にいたしまして、四、五日前にちょうど県の作物改良協会というのがございまして、ほとんどJAさんの関係でございます。

それで、ちょうどその前日、私、この地元の農家の人と何人かとお話をしておりましたら、もう、米がただみたいなものやと、こういう話が出まして、いや、僕も余り最近、そういうところにかかわってなかったんで、どうなんだと言ったら、下位等級のやつだったら30キロ3,500円しか買うてくれへんという話を聞いてたものですから、ちょうどその会で今、副会長をせえということで閉会の挨拶でさせてもろうたんですが、そのとき、その農家の方が、もうそんなただみたいなの米やったら、市長、もう一切皆、米出さなんだからええねんと、そしたら、以前2割か3割、低温か何かで1万円になったことがあるねんと、そやから、それぐらい思い切ってやらんとという話を聞いたものですから、私、何気なしにお話ししたら、ちょうど上羅という、今、兵庫県の会長になつとるのかな、全農の。その人が会長で、ほんまやな、そんなことも冗談半分で聞かんと、考えられないかなんというような個人的な話も出たところでございます。

淡路の場合、水稻の種子はとっておきません。ほとんど本土のほうでございまして、一

番その種子の配分を受けているのがJA兵庫西でございまして、17万6,400キロ、それから、2番目がやっぱり淡路なんです。13万8,280キロということで、非常に米の作付も多い淡路でございまして。何とか少しでもいろいろ、野菜が値をすればという南あわじの感覚ですが、やっぱりお米も大事な農産物の主たるものでございまして。そんなことを感じたので、ちょっと御報告を申し上げた次第でございまして。

また後、ちょっと公務がございまして、大変勝手いたしますが、よろしくお願ひします。

○蛭子智彦委員長 御挨拶いただきました。

ただいまから、第57回定例会において当委員会に付託をされました議案についての審査を行います。

本日は、ケーブルテレビが番組放送のため、30分程度、委員会審査の撮影に入りますので、よろしくお願ひいたします。

1. 付託案件

- ⑨ 請願第3号 「集团的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」の提出を求める請願

○蛭子智彦委員長 まず、請願1件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更し、請願の審査を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、請願第3号、「集团的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。

審査に当たり、会議規則第137条の規定により、紹介議員の吉田良子議員並びに地方自治法第109条第5項の規定により、参考人として、兵庫県高等学校教職員組合書記次長、梅林真道様を説明のため出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、説明を求めることにします。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時05分)

(再開 午前10時06分)

○蛭子智彦委員長 再開します。

紹介議員より説明を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、説明を求めます。

吉田良子議員。

○吉田良子議員 皆様のお手元に配らせていただいております請願趣旨を朗読させていただきます。

南あわじ市議会

議長 小島 一様

2014年8月28日

洲本市大野435 兵庫県高等学校教職員組合淡路支部

支部長 松下 利明

南あわじ市市円行寺345-1 兵庫県高等学校教職員組合淡路支部

淡路三原高校分会 分会長 今若 克哉

洲本市山手2-2-1 淡路教職員組合

執行委員長 高丸 淳次

南あわじ市広田中筋134-7 新日本婦人の会三原支部

支部長 坂本 浩子

「集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」
の提出を求める請願

紹介議員 吉田 良子

請願趣旨

安倍内閣は2014年7月1日、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を強行しました。これまで歴代政府はこの集団的自衛権について、「我が国が行使し得る自衛権は、自国への急迫不正の侵害があった場合に実力を持って防衛すること（個別的自衛権）に限定

され、自国への攻撃を条件としない集団的自衛権は、我が国を防衛するための必要最低限度の範囲を超えるものであり、憲法9条の上に許されない」との憲法解釈を一貫して維持してきました。また、この憲法解釈を変更することにも「自由にこれを変更することができるような性質のものではない。（1996年政府答弁）」として、集団的自衛権行使を解釈改憲で容認するという手法そのものについても否定してきました。

集団的自衛権を行使するという事は、日本の国土や国民の命を守ることだけでなく、アフガン戦争やイラク戦争のようなアメリカが起こした戦争に参加し、自衛隊が「戦闘地域」にまで赴いて軍事支援をおこなうこと、ひいては日本の若者が血を流すことを認めることです。アジア・太平洋戦争では、アジア諸国の人々約2,000万人、日本国民約310万人の尊い命が奪われました。あの悲惨な地上戦が行われた沖縄の平和祈念公園には次のように記されています。「戦争というものはこれほど残忍で／これほど汚辱にまみれたもの／（中略）いかなる人でも戦争を肯定し美化することは／できない／（中略）戦後このかた／私たちは／あらゆる戦争を憎み平和な島を建設せねば／と思いつづけてきました／これが／あまりにも大きすぎた代償を払って得た／ゆずることのできない／私たちの信条なのです」。この悲惨な体験をふまえて、二度と戦争をしないことを世界に誓ったのが日本国憲法であり、9条です。この憲法のもとで、日本の若者は、戦争によって殺されることも人を殺すこともなく70年近くを過ごしてきました。そして、我が国は徹底した平和外交によって、憲法9条がノーベル平和賞候補となるまでに、世界における「名誉ある地位」を占めてきました。この集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更は、歴代政府が禁じてきた海外での武力行使に道を開き、国土防衛に徹する「専守防衛」の基本方針を転換し、憲法9条を死文化させてしまう可能性があります。このような大転換を現内閣ができるほど国民の中にこの議論が深まっているとは到底考えられません。憲法の尊重擁護義務を課せられる内閣は、憲法を遵守し、憲法に従って行政を執行する責任を有するものであり、「行政権の行使としての解釈変更」は立憲主義そのものを破壊しかねません。

今後、安倍内閣は集団的自衛権関連法案の具体化として、自衛隊の活動の根拠となる法案を一括して国会提出する方針を表明しました。しかし、今回の閣議決定を受けて、国民の間には様々な不安や危機感が大きく広がっています。国会での法案の審議には十分な議論とともに、多くの国民の合意が不可欠です。

あの戦争で、地域も、学校も、親達までもが一緒になって若者を「お国のために命を捧げろ」と戦場に送り込んでしまった痛恨の過ちを二度と繰り返してはなりません。この先、地域の若者を戦場に送り出すことにつながらないように、下記の請願項目についてよろしくお取りはからいますよう、お願い致します。

請願項目

- 1、貴議会として、国に対し、集団的自衛権の行使を具体化させる法案については、拙

速に国会に提出しないことを求めること。

以上であります。

○蛭子智彦委員長 説明が終わりました。これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

中村委員。

○中村三千雄委員 請願の趣旨は、拙速に国会に提出しないようにということですけど、拙速ということについて、論議を深めた中で、国民が合意できたら提出してもよろしいという解釈ですか。

○蛭子智彦委員長 梅林参考人。

○梅林参考人 閣議決定される前にも、それから閣議決定された後にも、いろんな世論調査が新聞各紙の報道で出ていましたが、閣議決定前もそうですし、閣議決定した後は、さらにもっと慎重にとか説明が足りないとか、反対であるという国民の声は、もともと過半数を超えていましたが、さらにふえていると思います。

私個人的には、この行使容認には反対ですけども、もちろん国民みんなで、これは必要だというふうに議論が高まった上で、こういう合意が形成されれば、それはいたし方ないとは思いますが、今の進め方は余りに拙速だというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 その中で、趣旨の中では国会の審議には十分な論議とともに多くの国民の合意が不可欠と、それはそうです。しかし、それは論議をどんな形でしたとき、国民の合意をどのような形で得ようというような請願の趣旨ですか。

○蛭子智彦委員長 手法というような意味かと思うんですけども。国民合意をとる手法というのはどういうようなものがあるか、そういうことですね。

○中村三千雄委員 そうです。

○蛭子智彦委員長 例えば。

○中村三千雄委員 委員長、そんなこと、はさまれたら困ります。

○蛭子智彦委員長 失礼しました。わかりました。

ということですので、吉田議員、どうですか。

○吉田良子議員 まだ安倍内閣は国会で審議も開かれておりませんし、集中審議という
ようなこともありませんし、やはり説明不足というのは到底否めない事実だというふうに
思っております。そういうところがやはりできない中で強行するというのは、やはりいか
がなものかというふうに思っています。

そこら辺では、先ほど参考人も申し上げておりましたけれども、今、20代から30代
の若い人たちの約7割近くが、やはりこれについて反対の意見も述べておりますし、国民
への説明が不十分だというのが84%以上にも上っております。そういうところでは、や
はり閣議の中だけで決めてしまうという手法は、やはりこういう大事な問題をないがしろ
にしてるといえるのは明らかであると思っておりますので、国会の審議を通じて、また広く国民に
知らせていく義務があるというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 梅林参考人。

○梅林参考人 私が今ちょっと言葉に詰まったのは、考えながら、何で私がそれを考え
らなあかんのかなど。合意をつくることを考えるのは内閣であって、内閣が国民の世論を
聞いて、ああ、これは合意に時間がかかるなど、こういうふうに合意をつくっていこうと
考えるのはやっぱり内閣であって、私が考えることではないのかなというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 今、吉田紹介議員からありましたように、全て今の社会行動、政治
の中では国民はやっぱりみんな、どんなことであっても説明不足だと、全部納得できん
ということが、あらゆる施策の中で、もっと国民に理解せえ、理解せえという、しかし、国
民というのは1億3,000が国民であるんやけども、しかし、それをどのような形で、
国民の声をどのような形で反映するかというのは、やっぱり選ばれた密室の中のそういう
ような国会を、国をあずかつとる国会議員の論議の中でそれが決められていくんだとい
うようなことから、私はこう思うのは、説明不足を国民に十分、1億3,000万の国民に
十分知らせるための説明というのは、どんな形でしたら国民は理解できると思つとるわけ
ですか。

○蛭子智彦委員長 どうですか。

吉田議員。

○吉田良子議員　先日も安倍首相がいろんなパネルを使って、何か国民に呼びかけてましたけれども、ああいうやり方も一つはあるのかもしれませんが、本当に、あれはもう一方的な話であって、あの中からまたいろんな矛盾も生まれてきてます。それをそしたら、どういうふうに安倍内閣がそれを受けとめてるかというところまで、私たちのところには情報として伝わってきてません。

ですから、そういうやはりもっと、先ほど申し上げたように、説明不足というのは皆さんも感じているように否めない事実だと思いますので、そこら辺もっと、国会も通じて説明していく責任があるというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長　中村委員。

○中村三千雄委員　これでしまいになりますけども、私も先ほど、今、最後に言われました、やっぱり国会議員が国会の中で、やっぱり国民にわかる十分論議をし、この論議の中でいろいろ、最終は国会が決めることですけども、そういうふうな矛盾なりそういうふうなものを十分受けとめて、やはり今言うた結論を出さないかんと思いますので、私はやっぱり国会の中で十分、国民にわかる論議をしていただきたいという思いでございます。

一応、終わっておきます。

○蛭子智彦委員長　ほかに。

森上委員。

○森上祐治委員　今、請願の趣旨を読ませていただきました。私も、基本的にはこの趣旨には反対するものではございません。いわゆる安倍内閣の拙速に過ぎた改憲閣議ですよ。あれは国民としてけしからんことやと。特に、私は元小学校の教師ですから、教え子を再び戦場に送らないというようなスローガンを掲げて、戦後スタートした日本教職員組合、日本の先生方の戦争に対する反省とか思いを全く無視していると、私は率直に、素朴にそない思いましたよ、一連の動きの中で。それは、私はわかるんやけど。

私も実は、この請願に出てたんで、私のふるさとの日教組とか兵教組の動きはどうかと調べてみたんですよ。そしたら、日教組は5月16日の時点で、日教組の書記長談話というのを出して、安倍内閣の拙速な動きに対して厳重に抗議してます。抗議声明を出しておる、談話を出しておると。兵庫県教職員組合は、7月17日に憲法の危機を宣言し、教え子を再び戦場に送らないための特別決議というのを決議しとるんですよ。

だから、いろんな働く者の仲間、労働組合とか、それぞれ動きをやっている。動きとい

うのは抗議的な動きをやっとるんですよ。私ちょっと、もっと今、中村委員は非常にレベルの高い国会レベルの話を質問されてましたんで、私はもっとおひざ元の話をしたと思います。素朴なね。

まず一つは、この請願を出されている人は、松下淡路支部の支部長さん初め4名いらっしゃいますが、今まで私もちよこちょこ請願を議会で受けたときに、基本的にはその本人であるとか、その周辺の地元の人、地元に関連あるんだったら、そういう方が来られとった。例えば、私も紹介議員になったことあるんですけども、学校の先生方の各学校現場の待遇を、環境をよくするための請願とか議会にも上げていただいたことがあるんですけど、あれも三原支部の支部長名で来て、支部長は学校がありますので、平日ですから、専従の書記長が来て、参考人で座とったのを覚えとるんですよ。この4人の方は来られてない。梅林さんは、高教祖の書記次長さん、本部の書記次長さんですね。というのは、私が聞きたいのは、この4名の中では淡路地区で専従の方はいらっしゃらない、そういうことですか。

○蛭子智彦委員長 梅林参考人。

○梅林参考人 私は4月から今、本部の専従役員として神戸に行ってますが、仕事は、本来ここの淡路三原高校に籍がありまして、4月から一応、職場は休職という形で、専従役員として出ています。淡路支部には専従役員はいないんですが、ちょっともちろん、現場の先生方に来ていただければよかったんですけども、今ちょっと体育会シーズンで、ちょうどあしたが本番とかそういう時期で、ちょっと現場を離れることが難しいということで、私が出身でもあるしということで、きょう、私が来させていただきました。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この審議をしなければならぬ我々南あわじの市議会としても、できたら、こういう国論を二分するような大きな問題ですよ、これは明らかに。どんな世論調査を見ても拮抗してますよ、賛成、反対が。疑問点、むしろ疑問を呈するほうが多い新聞の論調なんかもあるぐらいですからね。そういう中で、この地元の人切実な思いというのは聞きたかった。これまでの請願に至る努力というのを私、聞きたいと思ってたんですよ。

というのは、この請願の中にも、中村委員もちょっとおっしゃってましたけども、国会での法案の審議には十分な議論とともに多くの国民の合意が不可欠であると、国民の合意が不可欠、そのとおりですよ。世論を巻き込まないかと。そのためには、私はちょっと素朴に思ったのは、我々の周辺にも、淡路の中でも働く仲間、いっぱいおりますよね、連

合を中心に。御存じでしょう。高教組は連合には入ってませんが。淡路の中でそういう国民の合意を巻き込むために議会に請願するのであれば、どれだけ周辺の働く仲間の組織に努力されたのかをお聞きしたい。

例えば、淡路教職員組合という組織がありますよね、代表が。私は申し上げませんが、今の組織の様子は存じ上げてます。義務制の淡路の先生方が千数百名おりますが、ほとんどが兵庫県教職員組合三原支部とか洲本支部とか津名支部に加入はされてます。その各支部の、この4名の方が各支部の支部長や書記長さん、書記局に行って、一緒に戦いましょうと、議会に持っていくんやと、一緒にやりませんかという努力をされたんですかと聞いとるんですよ。

○蛭子智彦委員長 梅林参考人。

○梅林参考人 組織の話になると私もわからない、大分昔の歴史の中でいろいろ組織同士のいろんな関係があって、本当は一緒に運動すべきところが一緒にできてないということは、もちろん御指摘のとおり、あると思います。

でも、この教え子を戦場に送らないという点では、全ての組合だろうが、もちろん組合関係なかろうが、多くの方が賛同できる中身だと思いますし、だからこそこうしてここに来て、皆さんにも議会としての地域からの声を上げていただきたいというお願いをしているわけですし、これも一つのそういう取り組みだと私たちは思ってますし、もちろん、町に出てビラを配ったり、宣伝カーで「みなさーん」と町行く人に声をかけたり、そういう活動は7月1日以前からずっと私たちのできることを一生懸命やっているつもりです。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私も実は、きょうに向けて、この請願を読んだときから、私なりに努力したんですよ。というのは、周辺のところ、三原支部の先生方、書記局、洲本支部、津名支部とか、連合淡路の議長に電話して、何かそういう動きありましたかと、こういう請願を、私も基本的に賛成だと、この趣旨は。しかし、淡路島内でもっと運動を盛り上げるためにこういうことを言う人があるけども、あなた方、何か相談あったんかと。一切ないと。今の時点では、組織ごとにいろいろ抗議文も上げたり意見書上げたりやってる段階ですというようなことであつたんですよ。

だから、私は議会としては、こういう国民的な議論、二分するような重要な、これからの日本の進路にかかわる問題について、請願を持ってくるのであれば、やっぱり地元の、もっと働く仲間の声をいっぱい吸い上げて、連名で、もっとバックがわかるような、力がわかるような、声がわかるような請願にしてほしかったなど。

紹介議員の、今度、吉田議員にお聞きしますが、吉田議員も、この紹介議員として出されるのであれば、あなたは、吉田議員は、私は大体どんな考えを持ってるかは、ある程度御存じやと思うんですよ、私の経歴からしてね。だから、私にちょっと相談なりしていただいて、森上さん、一緒にやろうじゃないですかと、一言でも言っていたらですか。

○蛭子智彦委員長 吉田議員。

○吉田良子議員 それは、今、森上委員の指摘のとおりです。それはそうすべきだったなという点は多々ありますけれども、私もこういう請願を受けたときに、やはり自分も子供や孫が戦場に行かないようにという思いが強くて、そちらのほうにちょっとのめり込んでいったという部分はあります。今後、森上委員の指摘のような点は気をつけていきたいというふうに思っています。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私はある意味で、今、日本の働く者たちの労働環境、非常に厳しくなってますよね。そのバックを支えていく労働運動、非常に厳しくなっている、低調であると。今、新聞報道とかマスコミ報道を見る限りでは、この問題についてはやっぱり、今、ある本を読んでいるんですが、日本は豊かさぼけをしていると、学生もそうやと、世界の中で日本の大学は取り残されていきよるといような本を読んでいるんですよ。大学改革の本をね。それを読みよったら、ちょうどこれ、ええ機会やと思う。長年、もう25年になるんですよ、ことしは日本の労働界が発足して25年になります。私の仲間も、昔の仲間も会員支部、25周年の再建大会、24日に記念やるんだ、来てくれといようなことを言われたんですが、長年、やっぱり25年間、日本の働く者は分類しとるんですよ、これを私は、ええ機会やないかなと思うんですよ。そういうことをあなた方は思わないのかと。ほんまに真剣に考えるんだったら、私の幼なじみの若者、先生、もう退職しましたがね、25年、分類したんですよ。私は説得しましたよ。分かれるなど、一緒にやろうと。こういう大きなあの当時の大きな力、今も私、腹立つとる。

だから、やっぱり出してくるのであれば、こういう4名の方の、新日本婦人の会もありますが、小さなと言うのは失礼になりますが、もっと淡路全体で努力をされてから出してこられたら、吉田さん、いろんな北村さんとか、いろいろ考えの近い人がいっぱいおると思うんでね、できると思うんで、ちょっと今回は出し方が間違っただんじゃないかなと私は思います。

終わります。

○蛭子智彦委員長　　ほか、ございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員　　この中で、「行政権の行使としての解釈変更は立憲主義そのものを破壊しかねません」とあるわけですが、これは、いわゆる行政権というのは司法でやってくれということなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長　　梅林参考人。

○梅林参考人　　私が言うまでもなく、憲法というのはほかの法律と違いまして、国民を縛るものではなくて、国民の側から権力を持った人たちを縛るための、つまり、勝手に国民を無視して勝手に戦争に走ってはいけないという、そういう意味合いを持ったものであるというのが立憲主義だということだと思んですけども、そういう憲法、それだけ重いものであるから、そう簡単に変えられない仕組みがあるし、それを、その仕組みを変えようだとか、それから解釈を変えようだとか、そういうやり方で、一番、何条だったか忘れましたが、この国会議員にこそこの憲法を守らなければいけない擁護義務があるはずであるのにもかかわらず、その人たちが行政権を行使するという形で解釈を変えてしまうというふうになってしまうと、この立憲主義という憲法のあり方そのものの問題にかかわってくるというふうに思います。

○蛭子智彦委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　私個人的には、この集団的自衛権というのは、やっぱり私にとってはノーなんです、これは。そやから、これをやるんやったら、いっそいわゆる国民投票というか、憲法改正を掲げて国会解散して、やっぱりやるべきやというふうに思うんですが、どない思われますか。

○蛭子智彦委員長　　梅林参考人。

○梅林参考人　　もちろん、そういうこともあり得るでしょうし、そういうことも含めてやっぱり議論をしていくべきだというふうに思います。

○蛭子智彦委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　先ほど、中村委員、国民世論のいわゆる説明責任の話があった、これ

はなかなか国民全部に理解求めるのは大変なことやと思うんよね。そやからほんまに、このことで僕は、逆に憲法9条を含めた中で、やっぱり改正するのかわからないのかということ国民が一番望む形でやるべきやろうなというように思うんですがね。この請願にもそういう趣旨のことは書いてあると思うんですが、この運動をもっと広げていく必要があると思う。それに対して、さっき森上委員からもいろんな地元の話が出ましたけども、これからの運動の進め方というのはどのようにされていくのか、お伺いしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 梅林参考人。

○梅林参考人 やはり、知れば知るほど今、国民の中には不安や心配の声が広がっているという状況ではないかなと。実際に7月1日の閣議決定後、すぐに私たち、恐らくそうなるであろうと思っていたので、ビラもつくって神戸の街へ出て、すぐに宣伝行動したんですけども、やはりすぐに反応が返ってくるのはやっぱり年配の方たちで、若い人たちは、えっ、何のことという、そういう反応がやっぱり多くて、こんな、ニュースでもたくさん流れてましたけども、私たちが意識して見るからそういうニュースが目に入るんであって、やっぱり普通の一般の人たちにはなかなかまだ議論が広がっているとは言えないなと。本当に地道にそういう活動を続けていくしかないだろうし、まずは知ることを、もっとも自分自身も含めてですけども、知ることを広げていくと。

私も3月までは現場にいましたので、担任も持っていましたので、やはりそういう話題がニュースで流れると、高校生たちはすごく率直に、ニュースを見てる関心のある子たちは、先生、私たち、もしこんなになったら兵隊にならなあかん時代が来るんやろうとかかね、そういう声は本当に率直に出るようになってましたし、でもやっぱり、知らない子は知らない。やっぱりもっとも知ることを広げていくことだと、地道にやっていくしかないかなというふうに思ってますが、先ほど森上委員から、こんな力強い言葉をいただけたとは全く思ってなくて、まずかったんやなというふうに率直に思いました。もっといろんな議員の方のところに行って、こういうことでぜひ応援してほしいというふうにすればよかったんやなというのを、今、反省してます。

これからの運動にぜひお力になっていただけるのであれば、ぜひお願いしたいなと思いますし、まずこれをスタートに、これからできるだけ皆さんと一緒にこういう運動を広げていきたいなというふうに思いますし、ぜひお力添えをよろしくお願いしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 この文章の中で、ちょっと解釈の違いがあるのかなと思うんですが、

今回、集団的自衛権と行使を解釈改憲で容認するという手法そのものについても否定してきましたと書いてあります。その集団的自衛権というのは、要するに日本と同盟国が攻撃されたときに日本が助けに行くということを集団的自衛権というと思うんですが、今回の解釈では、きっちりと我が国に対する武力攻撃が発生したもののみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合という歯どめをかけております。

だから、この後にあるように、「アフガン戦争やイラク戦争のようなアメリカが起こした戦争に参加し」ということはできないと、自分の国がそういう国民が危険な状態でない限りは、これ、参加できないという一つの枠組みがありますので、安倍首相もきちんとその件は明確に、アフガン戦争やイラク戦争のような戦争には参加はできない、今までどおりであるという解釈をされておまして、ああいう答弁の中でも明確にされておりますので、そういう点ではちょっと解釈の違いがあるのかなという思いがいたしますが、その点はいかがですか。

○蛭子智彦委員長 梅林参考人。

○梅林参考人 確かにそういう新三要件と言われる要件があるのは存じておりますが、国会の中でもいろんな答弁がなされる中で、じゃあこういう具体例についてはどうかというようなやりとりがありました。例えば、原油を輸送するための機雷掃海、これはどうだというふうに聞かれたときに、安倍首相は、それは機雷をどけないと原油を日本に運んでこれないのであれば、これは日本の国民の生命または幸福追求の権利が覆される危険性があるとみなして、これは該当するというふうに答えてますし、日米安保条約、安保同盟に何か関連することであればどうかという質問についても、それもこの要件に含まれるというふうに、これは外務省の長官が答えてますし、本当に具体例をどんどん出していくと、この明白な危険というのがどこまで広がっていくのかということが非常に曖昧であるというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 その意味でもやはり今回、きちっと国のほうでどういう態度で臨むのかということ、これからしっかり議論していかなければ、そのままの曖昧なままではいけないということなので、先ほども言いましたけども、早急に決議を出すとかいう形ではなく、しっかりとこれから議論をしていくべきであるというふうに思います。

ですから、こういうふうな、具体例はさっき言いましたように、一つ一つ、皆さんで、

国会議員も含めていろいろと議論していかなければならない問題なので、これから議論をするべきことは何も問題ではないと私は思っております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 この問題自体が非常に本市議会ではなじみにくい問題だと思うんですが、こういうこの意見書提出に対する請願を審査するにおいて、どういうふうに解釈されるかわかりませんが、私がちょうど自分の考えを心に持っているのと同じような、ほとんど同じような新聞の記事がありましたので、多少、朗読もさせてもらいながら、もし質問することがあったら聞いていくと、そういう形でとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 まあ、御自由ですから。

○登里伸一委員 私も、そういう意見書を出してくれという請願を出すのは非常に自由ですし、この文章に対して不満なところもありますが、個人として出される方はそれで結構だと思っておりますが、私自身は、最初に結論から申しますと、集団的自衛権の拡大して出すことに容認派のほうでございまして、まず、この今日の世界情勢は、昔、先進国で最高水準の経済成長が続いて、米国の力で安全ががっちり守られていたという時代ではなくなってきましたね。それで、現段階ではアメリカ自身が世界の警察官をやめて引き上げようとしているような状況にあります。

そういう状況のもとで日本が集団的自衛権も拡大して、多少は補っていかうということをしてるんですから、私は結構なことだと考えております。この法案によって、日本が軍事大国になるという批判がありますが、集団的自衛権の限定容認にせよ、個別的自衛権の欠陥の是正にせよ、PKO法案の整備をしても、全て実現されましても主要国で日本が最も非軍事的な国であることに変わりないとこの方もおっしゃってます。憲法を解釈で変えたという批判にいたしましても、これまでもたくさん解釈を拡大してきましたし、このたびの中身はまだ出ておりませんが、ずっと小幅の変更だということを示唆しております。

こうした批判の特徴に関しましては、国内のことしか考えていないことから始まっておりまして、政府の権力が少しでも増すと危険だということ、また、政府に十分な権限がなければ国際競争におくれをとるかもしれない危険を無視しているということでもあります。一部メディアのいわゆる従軍慰安婦問題の報道とも通じますが、世界への影響を全く考え

ない鎖国思想、ガラパゴス思想であるということをおっしゃっておりますが、私もそう思います。

公明党の妥協によって自民党のリベラル系統の人も大して反対はしておりませんし、野党のうち、民主党の何割かは政府案を事実上支持しております。これは、彼らが政権担当経験をしたことも大きい要因になっておりまして、保守系野党はほぼ賛成だし、絶対反対は民主党左派と社民党、生活の党、共産党の何でも反対の野党であるというように結論は落ちついております。

国民世論はなお分裂しておりますけれども、現実政治の経験を重ねた政治家は圧倒的に支持であるということでもありますので、そしてまた、この集団的自衛権の問題にしても、一部メディアはアジアの懸念を持ち出していますけれども、中国、韓国、北朝鮮以外のアジア各国の政府は安倍内閣の政策を支持しているという現実がありますので、私はどちらかといいますと、ここにも書いてありますが、5月15日の安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告書と、7月1日の閣議決定に基づいて自衛隊法改正案を確実に進めることを思っておりますので、この請願に対しては反対いたしたいと思っております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 質問ではないんですか。質問とは違うんですか。

○登里伸一委員 質問といたしましては、これに対して反論がありましたらお聞きしますが、どう思いますでしょうか。

○蛭子智彦委員長 梅林参考人。

○梅林参考人 私、きょう、「新しい憲法の話」というものを持ってきたんですが、これは日本国憲法が公布された翌年に、1947年に文部省が発行した中学1年生用の社会の教科書なんです。これに戦争放棄という項目がありまして、ちょっと一部だけ読みますが、「今度の憲法では、日本の国が決して二度と戦争をしないように二つのことを決めました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機もおよそ戦争をするためのものは一切持たないということです。これから先、日本には陸軍も海軍も空軍もないのです。これは戦力の放棄といいます。放棄とは捨ててしまうということです。しかし皆さんは決して心細く思うことはありません。日本は正しいことをほかの国より先に行ったのです。世の中に正しいことぐらい強いものはありません。」というふうにはっきり、このときが、この文部省の姿勢が本当に日本の、戦後の日本のスタートだというふうに思うんですけれども、とにかく二度と戦争はしないと、私たちは、私たちの先輩が痛い思いをして、広島、私、ことし広島の世界平和祈念式典にも出てきましたけれども、改めて原爆ドームも見てきましたし、本当

に大きな被害がありました。それから、大きな加害もあったはずで。

そういうその結晶として、この憲法9条を手に入れて、それからずっと69年間守り続けてきた、だからこそこれがノーベル平和賞候補にも選ばれるし、世界に誇れる憲法だというふうに思うんですね。

ずっとこれまでも解釈改憲があったというふうに今、登里委員のお話の中にもありましたけれども、確かに米ソの冷戦体制が始まって、アメリカからの要請によって、本当は軍隊を持たないと言っていた日本が警察予備隊を持つようになり、それが自衛隊にというふうになってきましたけれども、あくまでもこれは軍隊ではないと、これは自衛のための力であるというふうに、一応ずっと言ってきました。これもまあ、解釈改憲といえば解釈改憲だったと思うんですけども、それでもほかの外国にまで出かけて行って武力を行使するという、この集団的自衛権だけは踏み出してはいけない一歩だということで、ずっとここだけは守り続けてきた、この大きな枠組みを今、そう簡単に越えられる枠組みじゃないと思うんですね。

これを本当に、もっともっと国民の合意が得られないままに進んでいくのは危険だというふうに感じている人たちがどんどんふえている、こういう今お願いしているような形で議会からちょっと待ったという形をかける議会が、今どんどんふえています。今、200近い議会からそういう声が上がっています。兵庫では香美町、それから加古川市議会から上がっているかと思うんですけども、こういう声を今どんどん、とにかく賛成、反対はまず置いといて、とりあえずちょっと待てというストップを、今かけなければ、本当にダダダッと雪崩を打ったようにこの国の形が変わってしまうんじゃないかと。議論は必要だと思いますが、今のやり方と今の進め方は、やはりちょっと待ったをいろんな地域のいろんな地方から声を上げていくべきときじゃないかなというふうに思います。

イラク戦争、アフガン戦争のときに、ヨーロッパではドイツ、それからフランスは、私たちはこの戦争は支持しませんというふうに意思表示をしましたが、日本は、いや、支持するというふうに意思表示をすぐに小泉さんがしました。でも、憲法9条があるから、あのときにあの戦争にかかわらずに、日本人の中からも死者も出なかったし、やっぱり憲法9条の存在というのはすごく大きなものだというふうに思います。

以上です。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 私はこの集団的自衛権の解釈を拡大して戦争をせえということを思っているわけではありませんし、その点は先ほど同僚議員もおっしゃったように、限定的な考え方でありますから、こちらから海外派兵して戦争をするというようなことは掲げていないのでありますから、それはそれでいいんじゃないかと思ってるんです。

そして、今日、米国が引っ込むにつれて、中国が覇権主義を出してきて、非常に近隣諸国に圧力をかけ出しておりますけれども、どちらかといいますと、それに対抗するわけがありませんが、備えのない、保険のないものはいざというときには何の役にも立ちませんから、やはりそういうことに対して準備をしておくということは、やっぱり大事なことだろうと思っております。

ですから、今、私が、梅林さんがおっしゃったように、戦争をするためにこの集団的自衛権を改定するというのではないということを、まず心にお持ちいただいて、それで、日本が戦争をしないことを、これによって危険であるというのは余り考え方が昔の日本の、戦後、アメリカから憲法が渡されたときの日本が批准しましたけれども、発布しましたけれども、その時代と同じような考え方がずっと続いているというふうに思っておりますので、大変、どちらかといいますと、憲法も変わっていくべきだというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 梅林参考人。

○梅林参考人 私、先ほど申しましたように、日本は戦争をしないと決めたという、このスタートはまだ揺るがないというふうに思います。今おっしゃられた話は、要するに抑止力の話になってくると思うんですけれども、核の問題についても、来年またNPTの再検討会議がありますが、その世界から核をとにかくなくさないで、核を持つことで抑止力で世界を押さえていこうという流れは、もうとうに終わっていると、そういう考え方はどんどん少数派になっていて、本当に百九十何カ国が今、その核を、とにかく核をなくそうというふうに今動いている、そういう大きな流れだと思います。

この集団的自衛権についても、私たちは戦争をしませんと宣言している国と、私たちは集団的自衛権を認めますと言っている国と、どちらが戦争に巻き込まれる可能性が高いかを考えたら、これは明らかじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 最後に。力の空白ができたところは、かえって手を挙げておっても安全かということは、決してそういうことはあり得ないと考えております。やはり日本一国ではなかなか世界の情勢から考えても守ることができませんので、集団的自衛権を行使して守っていくというほうが非常にいいと思いますので、私はこの拙速に議論するなということには反対いたします。

以上です。

○蛭子智彦委員長　ほかに。
砂田委員。

○砂田泉洋委員　採決をとってもらうたらどないで。もう、こんなんかなわん。

○蛭子智彦委員長　質疑がなければ採決というふうに思っておりますが、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　それでは、質疑がないようですので、質疑を終結します。
暫時休憩します。

(休憩　午前10時52分)

(再開　午前10時53分)

○蛭子智彦委員長　それでは、再開します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　ございませんか。
ないようですので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　異議がございませんので、これより採決を行います。
請願第3号、「集团的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」の提出を求める請願について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙　手　少　数)

○蛭子智彦委員長 挙手少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

それでは、これで請願についての審査を終結します。

続いて、本委員会に付託をされました付託案件についての議案の審査を行います。

この審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをいたします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、提案理由の説明を省略します。

それでは、休憩をいたします。

再開は11時10分にさせていただきます。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時10分)

⑦ 議案第53号 平成26年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)

○蛭子智彦委員長 それでは、再開をいたします。

説明員入れかえの関係により、審査の順序を変更して、議案第53号、平成26年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これより、議案についての質疑を行います。

質疑は分割して行います。

まず、歳入について質疑ございませんか。ページは議案書の11ページまでです。

質疑ございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 まず、お聞きしたいんですけど、ページ数8ページの総務費国庫補助金の中に、社会保障・税番号制度システム整備費補助金という項目がありますが、これは具体的にどういうことなのか教えていただけますか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 住基カードにかわるものとしたしまして、通称でマイナンバーと呼ばれてる制度ですけども、その導入というんですか、準備にかかる費用に対する整備の補助金ということでございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、このマイナンバー制度というのは、これからの具体的なスケジュールはどういうようなスケジュールを組むのか、お聞きいたします。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） まだ厚労省関係で一部指示といたしますか、おくられている部分があるんですけども、基本的には来年の、27年の10月にマイナンバーの番号の通知を各国民というんですか、うちでしたら市民ですけども、その方に来年の10月に番号を通知することになります。

それで、今のスケジュールで言いますと、カードの交付が28年の1月からということで、その導入準備を進めていくということでございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
歳入についての質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 なければ、次に歳出について移りますが、よろしいでしょうか。
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 それでは、歳出について質疑を行います。
ページは、12ページから最終ページまでです。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 ございませんか。

なければ、副委員長。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 いろいろ細かい点があろうかと思うんですが、私のほうからは15ページ、高速道路用地有効利用調査業務委託料ということで、この辺についてはあいているスペースを活用させていただくというようなことであつたかと思ひます。これについて少し詳しく説明いただけないでしょうか。

○長船吉博副委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） これにつきましては、補正予算の提案理由の説明のときにもお話をさせていただきましたが、今、南あわじ市の中ではパーキングエリアとしては緑のパーキングエリアと淡路島南のパーキングエリアがあるわけなんです、一番大きいのは淡路島南のパーキングエリアは、本四公団が本来ですともう少し大きくサービスエリアをつくるということであつたようでございますが、計画が削減されて、今の形は2分の1、ハーフサイズのパーキングエリアになっておるようでございます。

したがいまして、用地は確保しておるわけですが、その用地の有効活用ができないかというふうなことで、市のほうにも相談があつたわけですし、市のほうで購入していただけませんかという話であつたわけでございます。

それで、市のほうからも不用地を購入しても、利用ができないなら買う必要がございませんので、その点のお話をさせていただきましたら、本四公団のほうは、2分の1、ハーフサイズであつたわけでございますので、それについて道路の連携型事業というようなことがあるようでございますが、南あわじ市で開発をしていただければ、今の淡路島南パーキングと一体として利用が可能だというふうにお伺いをいたしましたので、それでは一度その残用地、本四公団が持つておられる用地をどのようにすればそういう活用ができるのか、少し造成もかかるわけでございますが、造成の費用、それからそれをつくった後の利用形態、また利用者の数、そういうものを一度検討して、活用ができればそういうふうにご利用したらいいかなというふうに思ひます。兵庫県下では一番南の出口のところに入るわけなんです、これについては一度調査をしてみたいと。

もう一つ、緑パーキングもあるわけなんです、緑パーキングは開通以来、旧町の緑町の時代から上り線のパーキングとのところでサンライズと一体化したような利用ができないかというようなことが言われておつたようで、努力もしたようでございます。なかなかうまく行きませんが、皆さん方も御承知やと思うんですが、今、パーキングの横に南あわじ市の直販所という形で売店をつくってござりまして、そこには人のみが行き来はできると

いうふうな形で今、運営をいたしておりますが、これも連携事業の中では市のほうで整備をすればパーキングと一体化したような事業の展開ができる可能性がある。

そうしましたら、その直販所のみならず、サンライズ淡路へも皆さん方が上がってきていただいて利用が可能ということにもなりますので、そういうものも含めて検討してみたいというものの調査費でございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 その中身は本会議場で聞かせてもらいましたので、詳しくということとは、結局その面積がどれぐらいで、どういう位置にあって、どの部分をどういうふうに想定されているのかということが、今の説明ではちょっとわかりにくいんですよ。もう少し具体的にイメージができるようにという意味で、詳しく説明をいただきたいということなんですけども、いかがでしょうか。

○長船吉博副委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 詳しくという話なので詳しく調べたいと思っております。図面の上でエリアは決まっておるわけなんですけど、今、2分の1サイズでございますので、そういうものをどのようにすれば一体化して、これが地域の活性化につながるのかどうかというものを調査しないと、今のところ、面積、本四公団が持っておられる面積はわかりますが、そのうち利用可能なところはどれぐらいで、造成費用にどれぐらいがかかって、どういう施設整備が必要なのか、それをした場合にはどのようなことになっていくのかということ、やっぱり詳細に調査した上で判断をしていきたいと思っております。

ただ、緑のパーキングについても、今の直販所を改修するのみで終わるのか、サンライズ淡路との一体感を持たせてやるのかということも含めて、これも事業費がどれぐらいがかかってどういう面積が可能なのかというふうなことも踏まえてやりたいと思っておるわけです。

○長船吉博副委員長 副市長、淡路島南パーキングの半分の土地が余ると、公団が買って来て言ってくるんでしょう。ほな、その余っとる場所とか、上り車線、下り車線もあるし、場所がわかるじゃないですか。そこらを詳しく説明してくれと委員長は聞きよるわけです。もう一度お願いします。

副市長。

○副市長（川野四朗） これも言いましたけど、本四公団の淡路島南のパーキングは下

り車線です。下り車線にあるパーキングの手前、こちら側のほうに本四公団の用地があるということをごさいますて、それについての有効活用をどうしていくかということをごさいます。緑のほうは上り車線のパーキングでございますて、隣接するものについてはサンライズ淡路の管理用地だというふうには解釈できますが、それについてもどのような形にするかということは、今から検討するわけをごさいます。

平面図そのものぐらひはあるわけをごさいますて、そういうものはございますて、その他はありませんので、今後、それをもとにしながら研究していきたいというふうにごさいます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 だから、その平面図で境界がどこで、どういう部分に隣接しておるのかとか、今の土地の形状はどうかとか、そういうことが詳しい説明であろうと思うんですね。先ほどの説明であれば、本会議場で説明したことは壊れたレコードか何かテープレコーダーのリポートかみたいなことで、何の変化もないし、何の詳しい説明でもない。せっかくこうやって常任委員会で議論しとるんですからね。そういう意味で、常任委員会の審議にふさわしいものを示してくださいとごさいますておるわけですよ。それぐらひはちょっとわかってもらわないと。平面図なり形状なり、どういうふう隣接しとるかとか、そういうようなことが大事じゃないかということをごさいますて、今、ごさいますておるんですね。そういうことなんですよ。暫時休憩でもしますか。それを見て質問を続けましょうか。

○長船吉博副委員長 副市長、平面図は出るんですか。

それなら、暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 24 分)

(再開 午前 11 時 30 分)

○長船吉博副委員長 再開します。

副市長。

○副市長 (川野四朗) 資料が行き届いたようをごさいますて、説明をさせていただきます。

一つは、淡路島南パーキングのほう、この図面です。これについては、下というか、このサイズから言うとややこしいんですが、こういうふうに見て左側のほうが徳島側でござ

います。赤で区域をとっておるところが、本来、本四公団が淡路島南パーキングをつくる
ときに全体計画として考えておった区域でございます。今のエリアも含めて。

ただ、本四公団、どういう事情かははっきり我々にはお話がなかったんですが、この淡
路島南パーキングエリアをつくるときに、この半分のこのサイズで今、つくり上げたわけ
でございます、この赤で印をしたところの用地が結果、未利用地という形で残っておる
わけです、会計検査院からも、今後、事業計画がない場合は売却をしてはどうかという
ような御指摘をいただいたようでございますので、南あわじ市のほうに利用ができないか
という形でお話がありました。

我々も、不必要な用地を購入いたしましても、利用ができないならば何ら必要がござい
ませんのでという話を、やりとりをしておったんですが、本来、本四公団もパーキングに
するという用地でございましたので、パーキングにすればこの今の現在の淡路島南パーキ
ングエリアと、今度、事業計画をした場所とは一体に利用ができるような制度もあるとい
うふうなことであります。

したがいまして、我々といたしましても、なかなか高速道路の管理区域の中で、我々が
事業計画を立てられるところはそうないわけでございますので、一度真剣にこの部分につ
いては検討して、ここは南あわじ市にとりましても出口になるわけでございますが、この
出口で何とか南あわじ市の活性化へも少しは貢献ができるようなことができないかなとい
うふうなことも考えて、今後検討していこうと思っております。

したがいまして、この右側の赤線で囲んだところについて、少しこの真ん中のあたりで
山がずっと出てきておるところ、この部分は少し難儀をすと思いますが、その右側、こ
の上のほう、このあたりは非常になだらかなところでございますので、造成してもこの真
ん中の尾根筋をカットすれば造成は容易だということが考えられます。

ただ、土砂を搬出するということになりますと経費もたくさんかかってきますので、こ
れを、この場内の中でつく引くゼロにした上で、事業ができないかどうかというふうなこ
と、それから、赤で囲ってあるところについては、一部、非常に地盤が低いところもござ
いますので、そこに残土を持っていけば、かなりの処分もできるんじゃないかなというふ
うなことが考えられます。

ここのパーキングエリアは今、本四公団が直営で、ここのパーキングエリアの運用をや
っておるようです。直営といいながらも、運営については今、民間委託をしてるわけですが、
本四公団直営のパーキングエリアということでもございます。そういうものを今後、
いろいろな協議の中で一体的な活用が可能であれば、そういうふうにしていくというもの
も含めて検討していきたいなというふう考えてます。

これをする場合には、本四公団としては連携型、いわばハイウェイオアシスみたいなよ
うな形で出入り自由のエリアをつくっていけるわけです、駐車場、それから施設整備も
含めてやればどうかということでございますので、先ほど言いましたように、造成工事に

どれぐらいがかかって、施設整備にどれぐらいがかかるか、それが採算性がとれるのかどうかというものも検討してみたいというふうに考えておるわけでございます。これが淡路島南パーキングエリアです。

もう一つのほうは、サンライズ淡路の、皆さん方もこれも現場はよくお越しになっておると思うんですが、このテニスコートの左側、この部分についてはサンライズ淡路の管理区域でもございます。ちょうどこの真ん中あたりに今、南あわじ市の直販所があるわけでございまして、月10万円で、今のところサンライズ淡路の管理者にお貸しをいたしておりますが、この部分については従前から緑の方々からは、我々はこのパーキングエリアと一体になった開発をやりたかったんだというお話を再三にわたってお聞きをさせていただいております。

ただ、今のところは、人だけがこの直販所に入出入りができるような手だてを本四公団もしていただいております。運営をしておるといってございまして、緑の皆さん方からは、もう少しパーキングと一体になったような開発ができないのかというお話も再三承っております。今までは本四公団のほうも、それは無理という話でございまして、今回、その連携型というものの事業を本四公団も展開するようになってきたようでございまして、ここを南あわじ市で整備する場合は、連携型としてももう少し出入りができる可能性のある部分を拡大をしていけばどうかという話でございまして、このテニスコートから左の部分、それから、上にサンライズに上がっていくところあたり、ここに来られたお客さんがサンライズも利用できるように、そうすればサンライズの食堂の利用も可能ということにもなります。

下の売店も、今のような直販所にするのか、またはコンビニスタイルのようなものにするのか、このパーキング利用者の方々ももっともつとこちらのほうに来ていただいて利用ができるような、この地域整備をやればどうだろうかというふうなことも考えて、これについても、やはりどういう方法が望ましいのか。サンライズと一体にする場合は、階段が結構きついわけでございますので、階段を上って行ってなかなか利用ということもございませんので、エスカレーター方式だとかというようなもの、新しいここに乗り降りをする手だても考えてはどうかなというふうなことから、一度、詳しく検討して、でき得るものであれば、採算がとれそうであれば検討して推進をしていきたいなということの調査をするわけでございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 サンライズのほうはちょっとわかりにくいので、この淡路島南パーキングエリアのことで少しお尋ねしますけれども、これはもう官民境界もはっきりしとるんですね。官民境界。地籍とか。

○長船吉博副委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） これは、本四公団がきっちりと用地の確定はできておるということでございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 あと、例えば市道との隣接というか、つき合わせというか、そういうのは。これ、市道とかはここにあるんですか。

○長船吉博副委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 市道はございません。市道はこの一番右側の東谷池、これに沿ったこの部分は市道ですが、この市道からの分岐点からは本四公団の管理道路というようなことです。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そうすると、市道を利用というのは、この市道なども使うということも可能にはなるのでしょうかね。市道はあるんでしょう、東谷池のほうで言えば。市の管理道ですか、これは。幅員とかどうなってるんですかね。

○長船吉博副委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 市道は、これは元県道ですので、皆さん方御承知やと思います。あとは、これは本四公団が淡路島南パーキングエリアへの管理道路ということでございますので、これはあくまでも管理用道路、区域内道路ということでございますので、今のところ、我々としては自由に出入りはできません。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そしたら、ざっとこの面積は何平米ぐらいになるんですかね。おおよそで結構です。

○長船吉博副委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 面積は確定をいたしておりません。まだ我々としても、そこまで聞いていません。ただ、全体の、本四公団はまだこれ以外にも持っているところもあるんです、このエリアでは。ですから、本四公団は必要なところだけ買っていただいても結構ですよというふうなお話でございましたので、我々としては必要最小限で購入したいなという形で、面積的にはまだどれぐらいという話はいたしておりません。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そしたら、この赤線で囲った部分の面積もわからないということですか。

○長船吉博副委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 計測しておりませんので、ちょっとわかりません。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 それでも、提示されとるのであれば、そういう面積ぐらいはわかるのが普通でないのかな。これ、1回そういう具体的な面積、測量とまでいかななくても、地番が打ってあるし、囲ってあるぐらいですから、計算したらわかるように思うんですけども。国交省、本四公団ですか、そういう台帳みたいなものも示されておらない、面積としても伝わってないということですか。

○長船吉博副委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 本四公団の所有地は持つておられると思いますけど、一覧表をいただくというところまでは至っておりません。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 これはでも、今後の活用ということになれば、やっぱり購入単価とかいろいろあるんだろうと思うんですけども、もう少し数字、面積ぐらいはやっぱりちょっと示しておいていただかないと、話にならんかなと思うんですよね。

この調査費ということで100万円ですか、ついとるんだけど、この100万円という根拠は何なんですか。

○長船吉博副委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 詳細については、なかなかそれぐらいの金額ではできませんので、基本的な考え方を調査していただくということで、それぐらいのもので可能でないかなという形でございます。

先ほど言いましたように、造成工事が莫大な費用を伴う場合は、とても採算がとれないだろうということでございますので、少し測量等も踏まえて調査するという形で、2カ所あわせてそれぐらいの中で調査をしてみたいと思っておるところでございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 大体、これも測量するんだったら、大体これぐらいの面積があつてというのが測量試算、それで大体、面積に応じて相場というのは出てくるんでしょうね、きっと。そういうものがあるはずだから、この100万円という予算、補正予算で来るんだから、やっぱり根拠を持ってわかるようにしておくことは大事じゃないかと思うんですけどね。そういう点また、きょうないということであれば、また尋ねに行ったらまた教えてもらって、そこはわかるようにしていただければというふうに思うんですけど、いかがですか。

○長船吉博副委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私どももそういうものを今から詳細について、こちらのほうで本四公団に資料を求めてもいきたいというふうには思っております。こちらのほうからやっぱり返事を今する段階になっておりますので、それについてあやふやな形で返事はできませんから、こちらのほうとして事業化が可能かどうか、そういうものを踏まえて返事をしないと、それから前は進まないということになります。

単価についてもやっぱり問題があると思います。それについてもお話し合いをしていくということでございますが、単価の話はいたしておりませんが、エリアで必要な部分だけでも購入していただけたらというような、好意的な話でもございますので、我々としては必要な面積がどういう場所でどういう造成工事がかかるのか、そういうものを踏まえて御返事をしないと、買ってまた不用地になってしまうと、これもいけませんし、むやみやたらに区域を広げて造成工事がかかるということも、またこれもいかなものかなと思

ますので、我々としては有利なような展開ができるか、可能かどうかというものを今、検討したいというふうに思っておるところでございます。

○蛭子智彦委員長 終わっておきます。

ほかに。

熊田委員。

○熊田 司委員 ちょっと聞くのを忘れてたんですが、16ページ、消防費の防火水槽撤去工事費の件なんですが、前の神戸地方法務局のあった後を埋めてということなんですが、消火能力というのは劣らないかどうか、一遍ちょっと確認しておいてくれと、もう一度、ということなんですが、その点はどないですか。浄化槽を潰すことによって。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 劣らないかというのは、消火栓にかえて劣らないかということですか。

○熊田 司委員 そうです。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） この件につきましては、昨年7月、8月と何度かにわたりまして地元のほうの自治会等と協議を重ねていって、それで、防火水槽を撤去しないといけないのであれば、その代替措置として消火栓を設置してくださいということで了解をいただいているということで、消火のその、ケース・バイ・ケースというたらおかしいんですけども、その状況にもよると思うんですけども、十分、消火栓で対応できるか、ということでは話し合いのほうはついていないのではないかと、私自身はそういうふう考えております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これは、消火栓は1本だけですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 1本と聞いています。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 それで防火水槽の分はカバーできるということで間違いはないんですね。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 私もその細かなところまでは確認できておりませんが、この補正予算を可決していただきますと、この撤去作業に入るわけでございます。その撤去作業に入る際に、消火栓の工事も並行といいますか、あわせて着手していくことになると思います。その時点までには、そこら辺のところをもう少し確認もしてみたいというように思います。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
廣内委員。

○廣内孝次委員 14ページの食の拠点施設整備工事費1,500万、それとトイレの改修工事、これは1,500万に関してはこれ、内容的なものをちょっとお尋ねしたいんですが。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 1,500万につきましては、臨時駐車場の建設工事に、整備工事に充てるものでございます。委員さんも御存じのように、第1期の臨時駐車場ということで、7月に77台分、設置しております。今回は7,405平米、地権者4名で9筆あるんですけども、そこを臨時駐車場ということで150台分確保する予定で工事費を計上させていただいております。完成すれば臨時駐車場として、1期と合わせて227台分確保できるんじゃないかなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 わかりました。それで、トイレ工事ですね、この分に関して、これ、最初からコンサルが入ると。そこは基本設計をされて、それで実施設計を設計事務所へ発注されて、それでやっとなるわけなんですね。これ、こういうトイレが足らんという話が

出て、これはもう仕方がないやとは思いますが、そこら、最初のコンサル発注が間違い、何かの能力的なものがちょっと劣っていたのと違うかなと。それと、実施設計に入って設計事務所がちょっと選考方法が悪かったと違うかなという、そういうような気も持つわけなんですね。そこら、どういうような感想をお持ちですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 農業振興部としては、食の拠点自体の建物のトイレ関係については、規定どおりのトイレを確保しておると。ただし、委員さんも言われたとおり、イングランドの横に食の拠点ができれば、淡路の観光の一つの目玉になるだろうと。そうした場合に、その施設に来たときに、公衆用便所が今の状況では足らないのではないかということで、今現在ある公衆用便所は県の施設でございます。県に了解をいただきまして、それを改修いたしまして、今の公衆便所の倍以上の改修をして、清潔感も伴いながら、観光の受け入れ態勢を整備していきたいなというふうな思いで整備する予定でございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 当初から立地条件もわかっているし、ある程度想定はできたものじゃないかと、普通の人やったらそういうような考え方をするんやけどね。ですから、最初にコンサルが基本設計を起こして、その時点で、ある程度の状況はつかんでないとおかしいと思うんよね。

それはそれで終わったとして、次、実施設計に入って、建物だけで考えていけば、それは足りとるんかどうか知りませんが、やはり全体的な考え方というのは、これ、どういう施設にしても必要だと思うんですね。ですから、発注方法にちょっと問題があったかなというような、そういうような気もするわけなんですね。逆に言えば、もっと大きなところとか、企業体を組ますとか、そういうようなやっぱり配慮が要ったと違うかなという気がするんですけども、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 最初、食の拠点整備ということで、トイレの関係にしては公衆便所も含めての整備というのは考えておりませんでした。ただし、今の公衆用便所の浄化槽はイングランドの丘の合併浄化槽を使っておると。今回は、食の拠点の下水道処理については、公共下水につなぐと。一旦つなぐことはできませんので、今、一旦、貯水槽を設けて、ワンクッション置いて公共下水道につなぐと。

今回の公衆用便所については、今まで下水道につながっておったものを、その食の拠点の貯水槽につなぐと、公共下水道のほうにつなぐこととなりますので、結果は、その関係上、工事の実設計計をしていただいた設計士に、貯水槽のからみもありますので、同じ設計士に頼んだほうが設計がスムーズに行くんじゃないかという思いでさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 ちょっと、言いよる意味合いがちょっとかみ合わなかったと思うんですけども。要するに、こういう大きな施設、これは発注する場合は、設計事務所の構成、人間的な構成ですね、ある程度把握されとると思うんですけども、その点でちょっとやっぱり考慮すべきでなかったかなという話を今、しとるわけなんですね。いかがでしょう。

○蛭子智彦委員長 そもそも、トイレの数が足らんような設計をしたのはどうかということから始まるとるんで、その点を踏まえて御答弁をお願いしたいと思います。
農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） トイレの数については、先ほども言いましたように、食の拠点の施設の中には規定どおりの便所、トイレ数は確保しております。ただし、今、委員さんが言われるのは、総合的に考えた場合、設計士の、基本的には島内の設計士を中心にうちは実施させていただきました。島内というか、市内の設計士を中心に入札をさせていただきました。

でも、委員さん言われるように、従業員とかその能力的に見たら、JVでも組んで、大きな設計士に委託したほうがよかったんじゃないかという指摘だったと思います。それもあったと思いますけども、できるだけ市内の設計士に、技術的な高度な建物でもなかったので、市内の業者を選定させていただいたという経緯がございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 当然、市内の業者でいってほしいんですけども、ある程度、一定の規模以上の建物に関しては、やっぱり企業体を組めよと、そのような指導もやはり要るんじゃないかと思うんですよ。財務部長、いかがでしょう、その点。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） 設計のJVについては、ちょっと金額的な工事費によってJVを何ぼで組むとか、そういったものはちょっと今、手元に何も資料がないんですけども、今回の場合、担当部のほうの意見も聞きまして、先ほど、神田部長も申しましたように、さほど高度な技術を要しないような設計であるというようなこともございましたので、そこら辺を考慮した上でJVにしない、市内の業者単独でいったというようなことでございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 高度な設計、それ以外の設計という縦分けの考え方もあるんかもわからへんけども、金額的にこれ、やはり大きな建物、要するに。それで、トイレの問題が関係なければ、どうこうないと思うんやけども。やはりこういうような問題が出たのは、これはやはり、そこらもうちょっと業者選定で工夫をすべきでないかと。これはあくまで今後の話、この件に関してはもうしょうがないことやけどね。今後、将来的なことを考えていけば、やはりそういうような、金額が大きくなれば、やはり企業体を組ますとか、そういうようなやっぱり考え方も必要と違うかなと。

それともう1点は、所員を何人も抱えてやりよる設計事務所も市内にはあるわけなんです。だからそういうところがやれば、まだもう少しましな勘定でいけとったんと違うかなという気はするわけなんです。そやから、やはりそこらは将来的に考えて、ちょっと検討していただきたいと。これはもう、トイレが足らんというのははっきりしとるのやから、それに関してはもうしょうがないけども、今後の工事に関しては、やっぱり一定金額以上の工事の設計、コンサルでも一緒ですけども、やはりそこら、やはり能力のあるところへ行くか、それか、企業体を組んで構えを大きくして責任範囲をはっきりして、とにかく発注するようにやっていただきたいと思うんですね。

そうでないと、実際的に事務所自体も皆、大きくならんやろうし。やはり大きな工事を1人で一生懸命やるのもええんかもわかれへんけども、それじゃやっぱりこういうような問題が今後起きる可能性がある。そういう点で、今後に関してそのような考え方はできませんか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） 今後につきましては、委員の意見を踏まえまして、また検討させていただきます。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

○蛭子智彦委員長 再開します。

質疑ございませんか。

長船副委員長。

○長船吉博副委員長 15ページ、丸山海釣り公園連絡橋修繕工事、この修繕工事ですけども、やはり修繕したほうが長期に見て、修繕のほうがいいんですか。そこら、確認とったんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） このたびの補正ですけども、海釣り公園と丸山漁協を渡る連絡橋、これの階段部分の鉄板がさびて腐食しておると、それで再々、鉄板の溶接で補強しておったわけなんですけども、今回は塩ビのシート、それを貼って修繕する予定であります。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 鉄板のかわりに塩ビのシートを敷くということですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 鉄板のさびとる部分の上に塩ビのシートを貼るということです。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 そういうことによって塩害を防ぐということやな。それをすることによって、いわば耐用年数というのはどのぐらい延びるんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 耐用年数的に、今まで鉄板で腐食しとった部分を今回、塩ビのシートを貼ってみるんですけども、まだその耐用年数がどれまで持つかというのはまだわかっておりません。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 塩ビのシートということは、雨降りのときなんか滑ったり、そんな危険なことはないんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） そういう滑りの関係もありますので、凹凸をつけとるようなシートを貼る予定でおります。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 今、この丸山海釣り公園、年間何名ぐらい来とるんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） これの丸山の海釣り公園ですけども、平成5年の5月にできております。その関係で、平成25年度の利用者については6,108人でございます。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 これだけの人に来てくれるということは、かなりの釣果は見込められるんですね。釣果いうたら、魚の釣る量。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この場所はちょっと深さが若干浅いんですけども、魚量は見込んでおります。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 浅いということは、主としてアジとかそういう部分の回遊魚、根魚、メバルとかガシラとか、そういうようなのは少ないんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 獲れる魚については、夏についてはチヌ、ハゲ、グレ、アジ、冬についてはメバル、ガシラ、カレイというところでございます。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 そんなら結構、そこそこのええ魚が釣れるじゃないですか。僕はアジとかそんな回遊魚かなと思ったんやけども。これ、前も言ったと思うんですけども、海釣り公園、ほかにもあるんやな。それを自由に、買ったらかっちにも行ける、あっちにも行けるというような共通券というのができへんのかなと思うんよな。

部長は知っとるか知らんか知らんけども、やはり釣れるときというのは、潮どきというのが結構あるんよな。ほな、鳴門海峡を挟んで、こっちと向こうとやったら潮どきががらっと変わるんよな。そんな関係で、その潮どき、丸山がよければ丸山のほうへ行き、いや、この時間だったらメガフロートのほうがええんでメガフロートのほうに行きとか、そういうようなことはできへんのかなという思いがあるんですけども、前にもそういうようなものを1回考えてもらえませんかというふうなんで言ったんですけども。その点、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 共通券については今後の課題だと思います。今、メガフロート、丸山の海釣り公園については同じパンフレットの中でやっておりますので、そこら辺ができるかどうか、また担当課のほうでちょっと研究させていただきます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 12ページ、ここにシステム改修について3カ所出てるんですけども、

これはマイナンバー関連のシステム改修なんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 午前中、歳入のほうで熊田委員のほうから御質問がございました、その分に対応するシステム改修でございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この情報化の中で、いわゆる団体内統合、利用者番号連携、団体というのはどこの団体同士の連携なんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） この表現自体、ちょっとわかりにくいなと今、ちょっと感じたんですけども、これはあくまでも市役所内のデータの統合ということで、国から通知が来まして、それをそのままここに上げてありますので、市役所内ということでございます。

○蛭子智彦委員長 ほかにございせんか。
中村委員。

○中村三千雄委員 ページ17ページ、災害復旧費で公共災害等と、本会議でちょっと言っておったと思うんですけども、災害に係る件数、何件あるんですか。都市整備部と農業振興部合わせて、災害関係。

○蛭子智彦委員長 まず、農災から行きますか。

○中村三千雄委員 農災と、普通の公共災の件数を教えてください。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 今回の災害なんですけども、農地が80件、施設が70件、計150件で、その内訳を言いますと、田が80件で道路が25件で、水路が25件、ため池20件、計150件でございます。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） 公共災害のほうですけども、今回の補正1億2,950万円につきましては、道路8件、河川8件、合計16件の災害を予定してございます。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 これ、県は今回の豪雨については、丹波市とか激甚とか言いよるけども、これについては、この兵庫県としては何か、普通災害ですか、南あわじは。何かそれに対する一つ特別な措置はされるわけですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） この間の災害、8月10日からの台風11号が主なんですけども、これについては激甚指定される予定というふうに聞いております。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） 公共災害のほうなんですけども、公共災害につきましては、今回、激甚災害の指定基準を満たすかどうかというのは、現在調査中ということで、現時点ではコメントできないというふうに伺っております。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 これは災害に係る大きなところですけども、それ以外にかなりの小さい災害とか土砂崩れとかいろいろあって、これは一応、緊急的なことについてはもう、どちらの部であっても皆、現況どおりに処置をしていただいとるんですけども、現実的にまだ集落内のところで災害にかからんもので、やっぱり市単でやらなけりゃいけないというようなものについては、何件くらい把握しとるわけですか。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） 何件という詳細なことまではまだ私のほう、把握はしてございません。ただ、災害にかからない一般にいう小災害ですね、単災と言われるものにつきましては、これ、毎年1月に入ってからの査定になろうかと思っております。そういうこと

で、公共災害が終わった後に調整するというふうな段取りになってございますので、今のところ、何件というふうなことまで把握はしてございません。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 御存じのとおり、農業災害については40万円以上が基準になっております。40万以下になりますと、市単で原材料支給とか、重機借り上げで農道が通れるように崩土を除去するとか、その辺の案件で四、五件、今現在ございます。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 やはり、かなり市単事業とか、今まで集計はしてないと言われておるんですけども、やはり地元からすれば、材料費だけでも出していただいたら物すごく助かってよなるということで、この待遇は今までしてくれておるんですけども、今回、今財政、部長も全部おりますけれども、そういうような要望は、私はかなり担当部ではあると思いますので、そういうような査定というか、そういうような補正の上があったところについては、十分そういったところを配慮して予算配分をお願いしたいと思うんですけど、どうですか、財政。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 予算につきまして、災害につきましては特に原状復旧という形で進める原則がございます。それで、取り急ぎ生活に支障のあるようなケースにつきましては、現状の予算の範囲内で行えるもの、また、不足した場合については補正等で対応して、一般の方の生活に支障のないように対応していきたい、要求があればそのようにこたえていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 要は通常、それは予期して予算は予備費的に置いておると思うんですが、今回みたいに、集中は南あわじ、物すごくなかったんですが、やはり市内至るところでそういうふうな災害に、今回によってあるものがあると思うので、通常予算よりもそういう要望において予算のほうを確定して、市民にやっぱり、市民には負担というより、負担なんですけどやっぱり、地域の方は地域で守るというのを原則として、それについてはやっぱり市としても最大限できるような予算配分をお願いをしておきたいと思います。

終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 12ページの防災行政無線設計業務委託料の件なんですが、これ前、本会議のときにいろいろと質問があったと思うんですが、ちょっともう一遍、復習の意味で申しわけないんですが、これは阿那賀、丸山関係の対応でしたか。そうではなかったんですかね。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） これにつきましては、一番大きいメニューというか、それは皆さん方、ケーブルテレビに加入されてる方は、宅内の音声告知機、御存じやと思うんですけども、その音声告知機がかなり耐用年数を過ぎてきておりますので、その音声告知機を更新するというのが一番大きなものでございます。

それで、今現在の告知機につきましては、ケーブルにつながっておりまして、もしケーブルが断線しますとそれが使えないとか届かないということなんですけども、このたびの更新に際しまして、いろいろどういふものを使用するかという検討は重ねてまいりまして、防災行政無線の告知端末を採用するという方向で今現在、検討といいますか、これで上げさせていただいております。

それと、それにあわせて屋外拡声機につきましても、今現在、有線といいますか、ケーブルにつながってるものですけども、これも無線の方式に変えていきたいということでございます。

また、電話のセンター設備につきましては、合併の前から、旧町時代、西淡、三原のときから設置されているものでございまして、かなり耐用年数も過ぎてきておりますので、そのセンター設備につきましても、この際あわせて更新といいますか、したいというように考えておりまして、それらを合わせたものが防災行政無線設計業務となっておりますけども、防災行政無線等のほうが正解かもわかりませんが、その関係の委託料でございます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 その辺につきましては、今年度中に、これはもう設計のほうは終わることになるんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） これにつきましては、設計は今年度中なんですけども、予算の枠につきましては、来年度の当初予算の要求に間に合うような形で用意したいというように考えております。事業は来年度、再来年度と、本体事業というんですか、事業は来年度、再来年度という形になろうかと思えます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、その音声告知機の利用者の末端部分については、これから先の話ですが、そういう設置費用については個人負担、それとも無料貸付、どういう形になるんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） この宅内設備につきましては、基本的には個人負担というのが原則でございますけれども、このたび、この防災行政無線を採用といいますか、選択させていただきましたのは、緊急防災減災事業債で対応できるというような見込みのもとにこれを選択させていただきました。基本的には個人、企業等はちょっとまだ考えてないんですけども、個人宅にあるものにつきましては、市のほうで設置したいというようになると思えます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

長船副委員長。

○長船吉博副委員長 ちょっと関連で。今ある現物の音声告知端末、大変、故障が多かったんやな。その点、今後どうですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 副委員長おっしゃるとおり、落雷があったり、落雷がなくても何かロット障害というか、固めて障害が起きまして、無償でかなり、1回、全部無償でかえたこともあったと思うんですけども、緑、南淡と新しくやったところは。そういうこ

ともありまして、その選択の中で、先ほど、選択理由の中で防災行政無線ということを上げましたけれども、この防災行政無線につきましては、かなり全国的にメジャーといえますか、こなれたような形のものになりまして、故障についても少ないですし、耐用年数については、基本的には電気機器ですので、五、六年というところなんですけれども、かなりそれ以上に上回って使えるというようなことも調査いたしておりますので、その点につきましては安心していただきたいと。

さらに、今の音声告知機につきましては、富士通のものでないとシステム的に利用できないということで、いろいろ議会の中でも御指摘もいただいたことも多々あったと思います。そういったことで、この防災行政無線の機器も1台当たり数万円と、かなり高いものなんですけれども、業者のほうに確認いたしますと、一括購入するのであれば、かなりそういう単価のほうは下げれるというような形も確認いたしておりますので、それも大きな理由であったというように考えております。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 この無線、メーカーは富士通なんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） これは全く新しくシステムを構築いたしますので、今現在、旧町時代からの関係もございまして、それと連携する意味で富士通のシステムを採用しておりましたけれども、今度につきましては、防災行政無線、国内で何社かありますので、その中からの機種選定ということになると思います。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 大体、無線機やいうのは専門メーカーが非常に多いんです。大体アマチュア無線で10ワット、多分、防災無線であれば3ワット以内かなと思うのやけども、そこらであったら免許なしに使える部分であって、だから、できる限り、僕らが好きなのはケンウッドとか、そういうメーカー、強い無線のメーカーがあるんですけども、なるべく前回のような故障のないような機種にしていきたいと思います。お願いしておきます。

終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 先ほど、長船副委員長の説明の中で、五、六年が一応、音声告知端末の期限となっていました。その五、六年過ぎるごとにまた新しく買いかえていって市民に提供すると、そういう形を繰り返していくようになるんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） この席上、公式な席上ですので余りいいかげんなことは言えないんですけども、10年以上は持つのではないかなということでございます。それ以降のものにつきましては、またシステム的にかなり進歩したシステムも出てくるかもわかりませんので、まだこれを導入した後のことまでは、今現在、考えてはおりません。基本的には、市が設置したものですので、市が更新していくというような形になるのではないかなというように考えております。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。
では、副委員長。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 17ページの教育費、社会教育費の中の賀集地区公民館改修工事費、この主な内容について説明いただけますか。

○長船吉博副委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） この賀集地区公民館の改修工事費につきましては、三、四年前から自治会のほうから要望があったわけなんです。今回、がんばる地域の交付金、そういうものをいただきまして、それで、空調設備の改修工事、これについては機能が低下して、十分に機能が発揮されていないというようなことで、昭和58年度に建設以来、ずっと改修等も行っていなかったということで、空調設備の改修工事とあわせて今、駐車場、雨が降ったら水たまりができるような状態でございます。そして、白線等も消えて何もなしというような状況です。そうしたことをあわせて改修をするということで、今回の賀集地区公民館改修工事費を上げさせていただいております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 ということは、耐震補強というような関連ではないということですね。

○長船吉博副委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） この建物については、先ほど言いましたように昭和58年度に建設された建物でございますので、耐震補強とかそうしたものではありません。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そしたら、それでもう結構なんですけど、ちなみに公民館関係で、耐震補強はもう全て終わってるんですか。

○長船吉博副委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 今、ここに全部の資料、そうした資料は持ち合わせておりませんので、詳細についてはわかりませんが、できていない公民館等もあることは事実でございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 これ、ほんまにこの補正予算に関係ないので、十分な答弁ということとは余り期待しないんですが、市長公室のほうで市民交流センターの関係で、平成27年4月からスタートということになりますけど、耐震補強を終えていないものがあればちょっと問題かなというふうに思ってるわけですけども、その点いかがですか。

○長船吉博副委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 確かに56年以前の建物がございます。それについては、簡易耐震診断等もやったりもしております。来年度の4月から市民交流センターをオープンしていくに当たって、全部がまだ間に合っていない状態ですが、耐震関係についてはまた教育部と協議しながら、耐震関係のほう、していきたいというふうに思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 もし答えられればで結構なんですが、市内21カ所、市民交流センタースタートということで、まだ未確認なり終えてないというところの施設は何カ所あるんでしょうか。

○長船吉博副委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 資料をまだちょっと探し切れてないんですが、六つ、七つあったかのような記憶でございます。

○蛭子智彦委員長 それなら結構です。また、別の機会にまた。ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 それでは質疑がございませんので、これで質疑を終結いたします。委員間討議を行いますが、何か御意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、委員間討議を終結します。これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 では、異議がございませんので、これより採決を行います。議案第53号、平成26年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。説明員入れかえのため、暫時休憩します。再開は午後1時40分とさせていただきます。

(休憩 午後 1時28分)

(再開 午後 1時37分)

① 議案第54号 南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

○蛭子智彦委員長 それでは、再開します。

次に、議案第54号、南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 これは議案説明と重なるかもわかりませんが、今現在、9あるやつを7でしたかね、変えるということ、これによってどういう利点があるのか、教えてくださいいただけますか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） これは、提案理由にも書いてありますように、新庁舎建設による分庁舎廃止によりまして、住民のニーズの多様化、災害などへの迅速な対応を行うための効率的な組織の構築を目的としておりまして、今回、新庁舎での新組織の基本となるものを決定していただくものということで、今回の条例につきましては、市民への周知を図るとともに、これを決めていただきましたら、部以下の課等の組織づくりを早急に固めて、新庁舎への移行をスムーズに行い、新庁舎における新しい組織運営を適切に実施したいと考えておって、そのために今回、条例を制定させていただいた次第でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 9を7に変えるわけですから、一つの部の負担割合がふえてくると思いますが、現在、部長がいて次長をできるだけ廃止しようという形になってくると思うんですが、今後、この組織図を作成するに当たって、部長というのはどうしても荷が重過ぎるというか、範囲が広過ぎるというた、そういうような状況も考えられますが、そういったことについての対応はどのようにとるか、お考えをお聞きします。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） おっしゃるように、今回、現在教育委員会、また市長公室含めて10部ございますが、今回、危機管理部とか教育委員会含めて8部ということで、部が二つ少なくなります。あと、課につきましても、この後設置をするわけなんですけども、負担をなるべく均等化して、管理職に対するそういった負担を、今はちょっと偏りがちなところもありますので、それを軽減した、バランスをよく配置することによって、その辺の不安を払拭していきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 内容を見てますと、新しく加わるような、例えば総務部に行財政改善に、以前は行政評価に関するところが、今度は行財政改革に関するところとか、また、これは何だったか忘れちゃったけど、市民協働によるまちづくりに関することとか、新しいこういう項目も出てきているんです。こういう新しい項目というか所管事務をつくるということは、これから市としてはこういったことに力を入れていこうという考えであろうと思うんですが、その点はいかがですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 現在も、先ほど申された事務については市長公室が担っておったり、現在、やっている業務がほとんどでございます。それを新しい組織に置きかえていくというか、配置をしていくということで御理解いただければいいかと思えます。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。

北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる建設部の中に下水道事業、これが入るわけなんですけど、これは企業会計がこの中に入るような。これちょっと聞かせてほしいんですけどね。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） そうですね、建設部の中に下水道課というのが、組織の中

に今の案では入っていくというような予定となっております。会計上は、おっしゃったように企業会計ということでございますけども、組織の運営につきましては支障がないということでは考えております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、余分な話やと思うんやけども、いわゆる企業会計というのは、本来は独立採算制をやるわけ。管理者は建設部の部長さんが当たられるということやから、その人のいわゆる給与配分、これ当然、管理の区分に入るわけですから、何対何やと、極端な言い方したらそういう懸念もあるんやけども、どんなふうに考えておられるのか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） そのあたりの詳細については、また今後、検討課題ということでございますけども、現在でもいろいろな、ある管理職がいろいろ兼務した場合は、そういった配分をした上で、特に会計が、今おっしゃったように一般会計と特別会計、いわゆる企業会計なんかですと、その辺の費用負担も加味していかなければいけないと考えております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ただ、この企業会計、この事業自身がいわゆる黒字経営やったらええんやけども、これはもう限りなく赤字の積み重ねになっていくわけ。そこらから言うと、逆に建設の部長のほうに、いわゆる給与を出すのがつらいなという部分も出てくると違うかと思うんやけども。これほんまに何で一緒にするんか、逆にわかれへんのやけどね。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 先ほど、冒頭申し上げたように、効率的な行財政運営ということの中で、建設部という中で、例えば建設課であったり都市計画であったり、下水道という、都市整備の関連する業務をまとめさせていただいたということでございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 考え方としてはわからんでもないんよね。そやから、これがいわゆる

特別会計でなかったら問題ないと思うんよね、企業会計でなかったら。企業会計やからこそ問題と違うかなという認識なんです、私は。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） ただいまの御意見、貴重な御意見ということで、今後、検討させていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
登里委員。

○登里伸一委員 同じく、この建設部に地籍調査に関することと、公共交通政策に関することが入っておりますが、この、ここに入ってきたという理由をお聞きしたいと思いますが。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 地籍調査につきましては、現在、農林の中に、農業振興部の中に地籍調査課がございますけども、もともと、都市の中でそういった都市計画をするに当たって、また重要な役割を担うということで、地籍調査については、その基盤を担うということで、建築というか、建設部のほうに分類をさせていただいたということでございますし、公共交通につきましては、県なんかはもう土木の管轄でやっておるということも聞いておりますので、そういった形で今回、反映をしているところでございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 一般質問のときに、地籍調査が進まないのも用地関係が大変だということを知りましたので、よくわかります。けど、公共交通政策が今ちょっと、どないおっしやったんか、もう一回お願いしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 県なんかでの組織でいきますと、土木部関係にそういった公共交通関係の業務が入っておるということもございますので、分類上、今回、ここに設定をさせていただいたということでございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 兵庫県の方式に合わせていったということの理解でよろしいですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） それを参考にもしているということでございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる農商部、もちろん、南あわじ市は農業というのはよくわかるんやけども、これでいきますと、いわゆる工業、それから水産業というのはやっぱりちょっと認知度が低いんかなと。名前から、イメージやけども、これについてはどのようにお考えか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 今回の部の名称を見ていただければわかると思うんですけども、基本、3文字でまとめたということでございます。そこで、先ほどおっしゃったように、もちろん農も水も林もあるんですけども、やはり南あわじ市の主産業というか、農で今後、それを食の拠点もございまして、そのあたりも含めて農を出ささせていただいて、それと商ということで、農商部ということでまとまったわけでございます。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。
中村委員。

○中村三千雄委員 ちょっと気になっておるんですけども、今までそれぞれの所属とかの業務が、今、登里委員とダブるかもわかりませんが、今までおった、農業振興部にとったら地籍はやっとったけども、その農業振興部の中で地籍がおることによって、横との連絡もせないかんようなことがあるのかなのか。なかったらいいんですけども、分けてもそういうような、その課内の調整せんでもええというようなことになるのか。また一つ、今言いよった公共交通であっても、今まで市長公室でやっとった、その課内の調整をやったりやらないかんということが今まであったからこそ、こういうようになったん

ですが、今回、これによって、そこへ移ることによって、課内調整とか、そんなのしなくても、そこで対応できるわけですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 今回、条例につきましては部の名称、またその事務分掌でございまして、その下のほうですね、課とかその下の係、それについてももちろん、その積み上げていって、例えば、今までの業務については部会を開いて、30部会を開きまして、延べ30回以上、関係職員と調整をした上で、今回の部の組織機構の条例の上程に至ったわけでございますので、その辺は十分連携をとっていきたいと、いけるということでは考えております。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 とりあえず、今までであれば課で調整したら、農業関係であったら地籍調整しとったけども、今、移った場合に、前の課に聞くとか、聞いたりそんなんでなしに、もうその課で対応して、単独で、今回移っても業務には差し支えなしにやっぱりやっていくという解釈でよろしいですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 差し支えないように調整をしていくということでございますので、もちろん、新たな組織、今までなかった業務が入ってくるところもございまして、それについては十分慎重に、その移行について気を配りながら対応していきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 もう1点、とりあえずまだ課設置についてはまだこれからで、とりあえずこうやって課を今の段階ではわかっておれば、何課ぐらい。今、かなりの課がありますわね。それを何課ぐらいにしたいという、おおむね計画を持っておられるわけですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 現在、先ほど冒頭申したように、市長公室、教育委員会を

入れて10部、それで議会を入れて1局ですね。課は38課、係が88係と、あと、4行政委員会でございますけども、新たな組織にいきますと、危機管理室を入れて8部、1局、課については24から25ぐらいを想定しておりまして、係が60係ぐらいにコンパクトに調整を図っていく方針でございます。

○蛭子智彦委員長　　中村委員。

○中村三千雄委員　　庁舎が一つになって、やっぱりそれぞれ今、行政事務をやるにしても、今までのように分庁舎よりもスムーズにいくと思うんですけども、やっぱりこれによってそういうふうなトラブルとかがないように、きちっとやっぱり整理をした中でやっていただきたいということを希望しておきたいと思います。
終わっておきます。

○蛭子智彦委員長　　ほか、ございませんか。
副委員長。

○長船吉博副委員長　　蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長　　市民部で国民健康保険、年金、高齢者医療及び医療費助成に関することということを所管すると。これまで、国民健康保険は税の関係と国民健康保険会計そのものと、別々の部が担当しておったと。今回は、これを一本化することによって、国民健康保険会計と税との関係との分離というか、それを統合するというような考え方かなというふうに思っておるんですけども、その点、こういう統合した、例えば市民部に移した経緯について説明いただけますか。

○蛭子智彦委員長　　総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫）　　先ほど、委員長がおっしゃったような趣旨で検討を加えた中でそういうふうに、今回のようになっていったということでございます。

○長船吉博副委員長　　蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長　　それはそれで結構なんですけれども、この国民健康保険、年金、後期高齢者医療というのは、市民生活にかかわることと同時に、県で言えば、恐らくこれは福祉の関係の所管になつてくるのではないのかなと。県との調整統合と先ほどは、公

公共交通は土木というようなことであつたわけですが、これは県との関係で言えば、若干、先ほどとは違うような形というような印象もあるわけなんです、その点はどのような見解をお持ちですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） そのケース・バイ・ケースで、我々の今の組織の状況と照らし合わせまして、それで最善の方針を立てたということでございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そういうことなのでしょうけども、この医療費の助成なんていうのは、特に福祉行政というようなことになるのかなと。つまり、福祉部門が分かれてしまったみたいな印象になるんですね。そういう意味で、非常にここは取り扱いが難しいところやと思うんですね。国民健康保険料ということで国民健康保険にくくれば、国民健康保険は全部福祉に行くんですけども、税という制度上、どうしても税務課とのかかわりがあって、こちらに置いておると。こんな矛盾があつたのかなというふうに思うんですけどね。

この後期高齢者医療にしても、医療費助成にしましても、これは極めて福祉的な課題、年金にしましてもね。だから、福祉の部課が、担当課が二つあるというような印象をちょっと受けてしまうんですけどね。その点、どのようにお考えですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 今回、その組織図を見ていたらちょっとわかりにくいと思うんですけども、新庁舎に移りますと、例えば、市民部、福祉部につきましては1階の窓口のところに配置がされます。現在でしたら分庁舎で別々の庁舎にあるようなこともありますので、今回、市民サービスを重点的に考えた中で、1階部分に窓口関係、相談関係、全て集中しておりますので、その辺で連携をとりながら、もし支障が出てきたら、また改革をしていったらいいかなと思っております。

○蛭子智彦委員長 なるほど、わかりました。終わります。

ほか、ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 この最初の危機管理部の危機管理対策に関することと、防災及び消防

に関することとは、どれほど違うのかということをお教えいただきたいと思います。仕事の内容的に、どんなようになっていますか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 登里委員、もう一度おっしゃっていただいてもよろしいでしょうか。申しわけございません。

○蛭子智彦委員長 登里委員、もう一度言っていただけますか。

○登里伸一委員 危機管理部にあります危機管理対策に関することと防災及び消防に関することで、これはどの辺がどのように違うて、こういうあれになっているのか。その仕事の内容的なものがどういように分かれとるんかということをお聞きしたいと思いますが。

○蛭子智彦委員長 危機管理対策と防災及び消防に関することで、かかわつとる、類似点と相違点みたいな。
総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 危機管理対策といいますのは、全てのものが含まれると、極端に言えばイとウのものも危機管理対策に全て含まれると思うんですけども、今まで、防災課ですと防災対策、それから消防団でありますとかそのようなものだったんですけども、危機管理部を創設することによりまして、今までも新型インフルエンザにつきましても、その情報の集約とかはしておったんですけども、そういうふうに防災だけではなくて、まだ今、世界でもいろんな病気というんですか、蔓延して、日本にも上陸して、デング熱とかいうのは、もう既に上陸しておるものもあるんですけども、そういうようなもろのものも全て含めまして、危機管理対策ということで、その中に包含しているという意味でございます。

○登里伸一委員 結構です。また所管がわかってきましたら。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございますか。
熊田委員。

○熊田 司委員 こういう体制を変えらるとなると、まずホームページが大幅に変更にな

ってくると思うんですが、そういった対応については、予算的にもきちんとはとられているんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） ホームページが変わるとおっしゃいますと。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 要するに、今のでしたら「組織できがす」という欄がありますよね、ホームページを開けたら。そうしますと、今までの組織と変わるわけじゃないですか。あれ、今まで健康福祉部にあったのが、どこに行ったんだというような形に、利用者には変わりますよね。そういう形で、ホームページ自体をやりかえる必要はないんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 私も細かいところまではまだ確認はできてないんですけども、今、ホームページといいますのは専門的な知識が要るということではなくて、簡易につくれるという、各担当担当で更新していくような形になっております。それで、組織が変わると大がかりなシステムの変更は必要ないと思うんですけども、各担当部署で変えておいたものの、その上のランクのところまでも影響が出てくるんじゃないかというような御質問だと思うんですけども、その件につきましては十分対応していくことが可能だということと考えております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 この条例は4月1日施行ですよ。3月31日までは旧ですよ。その1日の間にそれが可能なんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） ちょっとそこまでのことは確認はしておりませんが、できるだけタイムラグのないような形で持っていきたいというように思います。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 市民にとっては、ホームページを開けていろいろな情報を仕入れようと思うたら、多分それまでにいろんな広報とか出して、市民には周知してるとは思うんですけど、実際に開けたら、あ、全然違うなというような形になってくると思いますので、その先ほど言われたタイムラグがないように、そういう対応だけはよろしくお願ひしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。
ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑がなければ、これで質疑を終結をさせていただきます。よろしいでしょうか。
これより委員間討議を行います。御意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 では、採決を行います。
議案第54号、南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。
よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第55号 南あわじ市出張所設置条例の一部を改正する条例制定について

○蛭子智彦委員長 次に、議案第55号、南あわじ市出張所設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。
御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第55号、南あわじ市出張所設置条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。
よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第56号 南あわじ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について

○蛭子智彦委員長 次に、議案第56号、南あわじ市情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。
御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 では、意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第56号、南あわじ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。
よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第57号 南あわじ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○蛭子智彦委員長 次に、議案第57号、南あわじ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

北村委員。

○北村利夫委員 これ、ようわかれへんのやけど、もう一回説明してもらえるかな。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 行政財産の目的外の使用といいますか、その部分については平成18年に自治法が改正されております。その後、行政財産を貸し付ける、有償で貸し付けることについては、公有財産規則によりまして貸付を行うことができるようになり、貸し付けております。

今回につきましては、行政財産を無償で貸し付けるという場合を想定をして改正をするものでございます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それだとそのとおりや。

○蛭子智彦委員長 それはわかっとなねん。
管財課長。

○管財課長（富永文博） 失礼しました。庁舎、特に新庁舎の一部を無償で貸し付けることになる可能性があるので、改正を行っております。その場合といいますのは、障害者の団体の方に、新庁舎の1階に玄関から入ったところに市民コーナー、あるいは市民ロビーという部分がございますけれども、それに隣接している売店等について貸し付けをするということでございます。回りくどくなって申しわけございません。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、僕ら勘違いしとったんやけども、固有名詞を使うたらあれなんやけども、いわゆる老人福祉法人、あの関係、あれについてやったら、ちょっとおかしいなと思うて疑問を持って、いろいろ調べさせてもらたんやけども。それやったらわかるんです。もう、これは議論、僕はありません。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 それはわかるねんけど、コンプライアンスの関係で確認だけしておきたい。

地方自治法で言えば、この準用というのは、これはいわゆる無償でない有償の場合は、先ほどおっしゃったみたいに自治法上、238条の4に書いてありますよね。この条文を見ると、それ以外のことはしてはならないというような規定になっておるんですね。つまり今、無償貸与ということは前提になっていないと。つまり、自治法上との関係で、矛盾や問題が起こらないのかという、コンプライアンスの関係だけなんですけども、その点はどのように確認されていますか。

自治法上ではこういうように書いてあるんですね。238条の4、「行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、

出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない」と書いてあるんです。できないと。

○長船吉博副委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 同じく自治法の238条の4の2項第4号において、行政財産のうちの庁舎その他建物について、余裕の部分がある場合は貸し付けることができるということで、例外として規定されていることでございます。

○蛭子智彦委員長 もう一度、どこですか。

○管財課長（富永文博） 自治法の238条の4の第2項第4号でございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 これは、先ほどおっしゃったみたいに、有償ということで説明されてましたね、管財課長。有償の場合、自治法の改正によって、平成18年度の自治法の改正によって、有償の場合は認められると。しかし、無償の場合というのは、自治法上には規定がないという解釈をした場合、これは何ほかでも有償にするのか無償にするのか、そこがクリアできるんだったらそれでいいんだけど、クリアできないようになってはちょっといけないからと思って、今、確認の質問をさせてもろうとだけなんです。反対とか、けしからんとか、そんなことを言ってるんじゃないんですよ。

○長船吉博副委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 自治法上は有償、無償等については何も書いてございません。それで、無償のことについては条例で制定をさせていただいているというふうに理解しております。

○蛭子智彦委員長 それなら結構です。
ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思いますが、御意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第57号、南あわじ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。
よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第63号 南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○蛭子智彦委員長 次に、議案第63号、南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 わかりました。質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思いますが、御意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第63号、南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑥ 議案第65号 南あわじ市監査委員条例の一部を改正する条例制定について

○蛭子智彦委員長 次に、議案第65号、南あわじ市監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑がないようですので、これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第65号、南あわじ市監査委員条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑧ 議案第52号 平成25年度南あわじ市下水道事業会計の資本剰余金の処分について

○蛭子智彦委員長 次に、議案第52号、平成25年度南あわじ市下水道事業会計の資本剰余金の処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

なければ、これで質疑を終結しますがよろしいでしょうか。

北村委員。

○北村利夫委員 これはいわゆる企業会計の会計制度の見直しがあつて、こういう決算のし直し、これは除却損を計上したということで、その分をゼロにしたということなんですか。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長。

○下水道課長兼企業経営課長（村本 透） 委員さんのおっしゃってます会計制度につきましてのものでは、今回ではございません。これ、25年度に係るものでございますので、来年度から、26年度からの部分とまた違ひまして、本来、今回の部分につきましては、資産の部分の固定資産の除却に伴う国庫補助金を、その部分を、相殺分を除却するものでございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆるこれ、除却して補填、これは2,200万が出てるわけなんですけども、この分はいわゆる国からいただいた分をそのまま除却に回したということなんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○下水道課長兼企業経営課長（村本 透） 25年度の決算等で、交換したり、当初、

処理場の建設費の中でポンプ等が国庫補助金の対象となっておりました。その部分について、経年劣化等によりまして、耐用年数以前に壊れてしまって、その残る部分について除却した、それに伴いまして、国庫補助金がそれが入ってましたので、国庫補助金につきましても、剰余金として今の会計制度では置いてございました。その部分についても貸借対照表の資産の部の分が除却された部分が減ったので、それに伴います資本の部分で、バランスシートの関係、その国庫補助金に係る部分を落とすとしたと、落とすというのが本来の姿ということで、会計のルール上にのっとりまして、こういう処分をさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 本来でしたら、いわゆる除却損、その損金ができるということは、その企業自身がもうかっているときにやるのが普通なんですよ、これ。これは、言うたら補助金はその分ついとったということなんやけども、ほかにはないんけ、こんなの、こういうええ制度があるんやったら。というのが、これからどんどん出てくると思うんよね、逆に。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○下水道課長兼企業経営課長（村本 透） これも公営企業会計独自の手法でございまして、これも先ほどから私のほうが申しますように、26年度からは剰余金、国・県とか一般会計の補助金等で持っていたものを負債のほうへ今度入って、長期前受金として今度は費用化していこうというような方向になってくるんですが、こういった得な制度が今度ないんかとかは、ちょっと今、思いつくところがございません。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、繰越欠損金が19億1,700万ですか、ざっと。この繰越欠損金、これをいわゆる除却していく方法というのは考えておられるんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○下水道課長兼企業経営課長（村本 透） 本来でしたら、この繰越欠損金、各単年ごとに今現在、2億そこそこの欠損金が出ております。これにつきましては2億円、25年度でも2億円の欠損金が出ましたが、それにつきましては減価償却を含めた額でありまし

て、現金自体の支出を伴うものについては一般会計を補填していただきまして、プラスマイナスゼロ程度のベースにもってきております。

委員さん等の民間の企業でしたら、当然、それにつきましては減価償却分、費用として積み上げまして、その部分につきましては、将来の施設改良等に積まなければならない、貯蓄として持つておかなければならないものでございます。それを取り崩している関係、今、19億円程度の下水道会計が始まりまして欠損金が出ておりますが、これにつきましては、一応、現金が伴っていない帳簿上の欠損金やと考えております。

これは、できればなくなっていくのが本来の姿であろうと思いますが、なかなか今の経営状況では、これを少しでも減したいという気持ちはありますが、難しいと考えております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 本当に、減したいという気持ちはあるんですけども、ただこれは本当に痛みを伴うてないよね、一個も。そやから、この部分については多分、何ぼ積んだって、帳簿上はやけども、実際はチャラやという気やと思うんです。

そやから、恐らくこれは永遠に積んでいって、けども、最終的にはどこかで減損処理してしまうという話になってしまうのかなと思うんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○下水道課長兼企業経営課長（村本 透） 当然、そういう委員さんのおっしゃるとおりのこともあろうかと思いますが、それを減していこうと思うことになったら、やはり単年の黒字経営というのが大前提になってこようかなと考えます。

ただ、今、下水道会計の使用料等の収入が年間3億そこそこということで、今これ、難しい話なんですけど、今、99%の加入率の上水道が300円そこそこの金額をとっています。今、下水の場合150円、原価で言いますと、回収率的に言ったら4割程度しかとってないのかなと、原価の4割程度。水道の場合はやはり、もう少しとっているということで、まだそれにつきましても、基準内と言われれば、それは当然のあれなんですけど、水道ですら一般会計からの高料金対策補助金等を持って、広域水道、10億円程度の今、繰り入れがあると思うんです。それがあって初めて運営がなされていると。

それと比較しますと、やはり500円とかいうような使用料金の体系を見直さない限り、今の段階では黒字は難しいかなと。それをやるに至りましても、やはり一般の使用者への影響を考えますと、当分の間は今のままでいかならんのかなと考えるところです。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、施設のやりかえになったときは、当然、普通やったら積んでなあかん分がないわけやから、またこれ、借り入れするわけですよ。そのときは補助対象になるんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○下水道課長兼企業経営課長（村本 透） 当然、今、補助制度といたしましては、延命的な補助メニューとか、それとか今、南あわじ市でも今後取り組んでいきます統廃合計画によります統廃合に関しましては補助対象となろうかと思いますが、最初の施設をつくるときには補助金があるかと思いますが、やはり公営企業に対しての国庫補助金でございますので、一旦、最初は補助しますが、あとは経営努力によって、当然、その中から捻出してくださいよというのであろうかと思いますが、補助金はなかなかないかなと考えます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、やりかえのときには単費を使わなあかんのか。そんなことないよな。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○下水道課長兼企業経営課長（村本 透） 国庫補助につきましては、やはりちょっと少なくなってしまう、メニュー的にいろいろな事業を寄せ集めまして、名目上変えてつこうかと思うんですが、起債事業等を活用していく方向になろうかと、今現在もありますように、起債事業につきましては交付税算入等で応分の負担をしていただけると考えます。

○北村利夫委員 終わっておきます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。

御意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第52号、平成25年度南あわじ市下水道事業会計の資本剰余金の処分について、
原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。
よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。
お諮りいたします。
9月26日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

- 蛭子智彦委員長 委員長、副委員長に一任の声がございましたので、そのようにさせていただきます。
先に執行部より、何か報告事項はございますか。
市長公室付部長。

- 市長公室付部長(橋本浩嗣) 今から事務局のほう配るようでございますが、庁舎のほうの進捗表をお配りをさせていただきます。前回、御指摘がありましたネットワーク工程表からカラー刷りにしております。これでかなり見やすくなったかなというふうに思います。先月までの工事内容について、工事写真等もつけさせております。
本体工事については8月末で58%の進捗率です。外構のほうについては8月末で30%というふうになっております。どうしてもやはり、本体工事のほうの影響を外構のほうを受けております。ただ、クローラークレーンが今、2台ございますが、これが間もな

く1台が改修撤退というようなことになりますので、外構のほうもフットワークが軽くなるかなというふうに思います。

人数のほうはかなり入れて、外構のほうは追いつくようなことを工程会議で話しております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 これに関連して、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 ございませんか。

ほか、報告事項はございますか。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○蛭子智彦委員長 ないようですので、次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付の閉会中審査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 では、異議がございませんので、議長に申し出することとします。

3. その他

○蛭子智彦委員長 その他、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 ございませんか。

なければ、これをもって本委員会の審査を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 では、これをもって本委員会審査を終了いたします。
 どうも御苦労さまでございました。

(閉会 午後 2時32分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年 9月22日

南あわじ市議会総務建設常任委員会

委員長 蛭子 智彦